

指定通所介護 料金表

(2024年4月～)

1 基本報酬

	サービス提供時間	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
契約者の要介護度とサービス利用料金	6～7 h	5,840 円	6,890 円	7,960 円	9,010 円	10,080 円
自己負担額 (1割)	6～7 h	584 円	689 円	796 円	901 円	1,008 円
自己負担額 (2割)	6～7 h	1,168 円	1,378 円	1,592 円	1,802 円	2,016 円
自己負担額 (3割)	6～7 h	1,752 円	2,067 円	2,388 円	2,703 円	3,024 円

1-② 基本報酬【サービス提供体制加算Ⅲ】

	サービス提供体制加算Ⅲ (1回につき)
サービス利用料金	60 円
自己負担額 (1割)	6 円
自己負担額 (2割)	12 円
自己負担額 (3割)	18 円

2 加算対象サービス料金

	入浴介助 (1回につき)	個別機能訓練加算Ⅰ (1回につき)	個別機能訓練加算Ⅱ (1月につき)	生活機能向上連携加算 (1月につき)	科学的介護推進体制加算 (1月につき)	ADL維持等加算 (1月につき)
サービス利用料金	550 円	760 円	200 円	1,000 円	400 円	30～600 円
自己負担額 (1割)	55 円	76 円	20 円	100 円	40 円	3～60 円
自己負担額 (2割)	110 円	152 円	40 円	200 円	80 円	6～120 円
自己負担額 (3割)	165 円	228 円	60 円	300 円	120 円	9～180 円

3 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算

上記合計金額に 5.9%相当の処遇改善加算及び 1.0%相当の特定処遇改善加算、1.1%相当の介護職員等ベースアップ等支援加算が加わります。

4 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、減少した月の

翌々月から6月以内に限り所定単位数の3%が加算されます。

5 送迎を実施しなかった場合

自ら通う場合や家族が送迎を行う場合などは、片道につき47円（自己負担額1割の場合）が減額となります。

6 その他

- 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（これを償還払いと言います）
- 居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- 償還払いとなる場合は、事業者は契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途徴収します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、契約者の自己負担額を変更します。